

# 「（仮称）三鷹市まちづくり拠点形成計画2027（案）」に係る市民意見への対応について

## 【凡例】

- ①計画に盛り込みます・・・・・・・・意見概ね提案どおり又は趣旨として盛り込むもの
- ②事業実施の中で検討します・・・・・・・・計画へ盛り込まないものの、事業実施段階で判断するもの
- ③既に計画に盛り込まれています・・・・・・・・既に意見が計画に盛り込まれているもの。既に意見の趣旨が計画に反映されているもの
- ④対応は困難です・・・・・・・・趣旨の反映を含め計画に盛り込むことが困難なもの
- ⑤その他・・・・・・・・その他の意見など

## パブリックコメント提出状況

人数： 5名  
件数： 19件

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

No	該当ページ	該当部分	市民意見※	対応の方向性
1	表紙	(計画名)	「まちづくり拠点形成計画2027」という計画名について、三鷹市内だけで通じる、計画の本質を隠すような悪い印象を与えるので、名称として使うべきではないと考えます。	④対応は困難です  国の示す立地適正化計画制度は、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を目指したのですが、三鷹市においては、居住の集約を目的としたものではなく、地域公共交通の整備や公共施設の再編・集約化とあわせて、拠点周辺に必要な施設を誘導して、生活の利便性の維持・向上を図るなど、日常生活圏を基礎とした拠点づくりの視点を重視し、計画の策定を進めています。そのため、三鷹市においても居住を集約するといった誤解のないよう、また三鷹市における計画策定の目的を示すために、計画名を「まちづくり拠点形成計画」としています。  なお、本計画が、都市再生特別措置法に定める「立地適正化計画」に該当することが分かるよう、これまでも、計画の表紙等においては「まちづくり拠点形成計画<立地適正化計画>」と表記するようにしています。
2	3	第1章 計画の背景と目的 2 制度の概要	立地適正化計画制度について、広域連携施策など、よいところを見極め、三鷹市にとってよい部分がなければ、利用しない方がよいのではないかと。	⑤その他  本計画の策定により、誘導施設の整備などに国等の補助制度が活用できるようになるだけでなく、少子高齢化の進展や日常生活圏を基礎としたまちづくりなど、三鷹市の将来を見据え、現段階から都市再生特別措置法に基づく届出制度等により、必要な都市機能等を誘導していくために活用していくものとなります。
3	11	第2章 現況と課題 2 現況と課題	人口増減率の図をみても、三鷹市は将来大きな人口減少があるとは思えません。吉祥寺や23区は難しいが、三鷹市なら住めると考える人もいるはずですが、緑を減らすのは反対ですが、大沢には宅地にできる畑・緑地がたくさんあり、若い夫婦が新居を構え、子どもが増える可能性が高いので、羽沢小学校・大沢台小学校は必要です。	④対応は困難です  本計画は、令和6年10月に策定した「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」に基づく、現時点での方向性を踏まえて策定を進めています。 国立天文台周辺地域の取組は、羽沢小学校及び大沢台小学校などの移転を通して、防災性の向上、地域の共有地の創出、魅力ある教育の展開、天文台の緑の保全、買物不便環境の解消など、まちづくり上の相乗効果を発揮することから進めているものとなります。 なお、「国立天文台周辺地域のまちづくりを考えるガイドブック」に児童数の将来推計を掲載しており、大沢台小学校と羽沢小学校は、近い将来1学年1クラスに減少することが見込まれています。この将来推計は、直近3年間の学区外からの転入率や、新規の宅地開発・中規模以上のマンション建設予定などを加味して算出しています。

No	該当ページ	該当部分	市民意見※	対応の方向性
4	15	第2章 現況と課題 2 現況と課題	空き家は、治安が悪くなるとともに、地震時倒れる危険があるので、何か利用できないか、早く対応すべきです。	③既に計画に盛り込まれています 6章2(2)「5」①空き家等対策の推進のとおり、「三鷹市空き家等対策計画」に基づき、空き家等の適正管理や利活用の促進等に取り組みます。
5	23	第2章 現況と課題 2 現況と課題	近隣自治体と行政サービスや公共施設の立派さを競うのではなく、防災を含む基礎的な行政サービスをしっかりと提供し続けられるようにしてほしい。	⑤その他 「第5次三鷹市基本計画」では、「コミュニティ創生と未来への投資」を優先課題と位置付け、各施策を推進することとしており、自然災害等に対応した強固な都市基盤の確立を目指すとともに、ソフトとハードを一体とした取組により、質の高い防災・減災のまちづくりを進めていくこととしています。 また、公共施設の建替え等に当たっては、「三鷹市新都市再生ビジョン」で示すとおり、施設の規模や機能、サービス等を検証し、サービスの維持や質の向上を図りながら、配置の見直しや施設の集約化等を進めていきます。
6	34	第3章 立地適正化の方針と目指す都市形成のイメージ 4 拠点形成の方向性	大沢地区では、今後見込まれる大沢台小学校から順番に、建替え時期を迎える時に、それぞれの地域に必要な施設等について、住民とともに検討すべきです。	④対応は困難です 本計画は、令和6年10月に策定した「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」に基づく、現時点での方向性を踏まえて策定を進めています。 国立天文台周辺地域の取組は、羽沢小学校及び大沢台小学校などの移転を通して、防災性の向上、地域の共有地の創出、魅力ある教育の展開、天文台の緑の保全、買物不便環境の解消など、まちづくり上の相乗効果を発揮できることから進めているものとなります。
7	34	第3章 立地適正化の方針と目指す都市形成のイメージ 4 拠点形成の方向性	絶滅危惧種等を初めとする自然環境の保全を図る区域として、国立天文台敷地北側ゾーン全体を「都市緑地」として位置付け、学校等の移転計画は保留し、この計画も再検討することを希望します。また、児童・生徒や市民の環境学習や歴史的建造物、絵本等にふれ合う場として、市民のかけがえのない環境保全地域として計画することを希望します。	④対応は困難です 本計画は、令和6年10月に策定した「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」に基づく、現時点での方向性を踏まえて策定を進めています。 国立天文台周辺地域の取組は、羽沢小学校及び大沢台小学校などの移転を通して、防災性の向上、地域の共有地の創出、魅力ある教育の展開、天文台の緑の保全、買物不便環境の解消など、まちづくり上の相乗効果を発揮できることから進めているものとなります。 天文台の森は、三鷹市民にとって貴重な財産であると考えており、緑地の保全等に配慮し、新たな施設を整備する範囲をできるだけコンパクトにしながら、植樹・植栽や適切な維持・保全を行うことで、天文台の森（北側）を都市の里山として次世代に引き継いでいけるよう検討していきます。
8	35	第3章 立地適正化の方針と目指す都市形成のイメージ 4 拠点形成の方向性	この計画より先に、井口特設グラウンドの使用計画が決定し、実施していることに疑問を感じます。	⑤その他 本計画における井口特設グラウンドに関する内容は、令和4年12月に策定した「井口特設グラウンド土地利用基本構想」を踏まえて記載しています。
9	42	第4章 都市機能誘導区域・誘導施設 2 都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針	国立天文台周辺のまちづくりについては、まだ議論等が続いており、決定された訳ではないので、「国立天文台周辺」の都市機能誘導区域は、今回設定されていない拠点と同様に、設定を外すべきです。	④対応は困難です 国立天文台周辺の都市機能誘導区域や誘導施設は、令和6年10月に策定した「国立天文台周辺地域土地利用基本構想」を踏まえて、設定しています。 なお、8章「1 計画の見直し」のとおり、本計画は概ね4年ごとに見直します。国立天文台周辺地域の取組の方向性に変更等があれば、本計画についてもあわせて見直していく予定です。

No	該当ページ	該当部分	市民意見※	対応の方向性
10	43	第4章 都市機能誘導区域・誘導施設 2 都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針	43ページに都市機能別の立地の考え方が示されていて、コミュニティ・センターや図書館（分館）は拠点に立地しているのが望ましい都市機能となっている。大沢地区において、野川流域では大沢コミュニティ・センターと羽沢小学校、坂上では西部図書館と大沢台小学校があり、それぞれの地域で災害時も含めて、地域拠点となり得る施設です。地域拠点は、小学校区ごとに定めれば良いと考えます。	④対応は困難です  立地適正化計画制度は、交通結節点となる拠点周辺に、都市機能の維持・誘導を図っていくものとなります。本計画は、この制度を活用して、日常生活圏を基礎とした拠点づくりとそのネットワーク化を図ることを目的とした計画で、これまで三鷹市で進めてきたコミュニティ・まちづくり施策の単位である「コミュニティ住区」を日常生活圏と想定するとともに、「三鷹市交通総合計画2027」における交通拠点とも整合を図り、拠点を設定しています。そのため、本計画における地域拠点は、小学校区ごとに設定することは想定していません。
11	59	第6章 誘導施策 2 誘導施策	新しい複合的な公共施設を20年後、50年後に持て余すことにならないようにしてほしい。	②事業実施の中で検討します  公共施設の建替え等にあたっては、「三鷹市新都市再生ビジョン」で示すとおり、施設の魅力向上や維持保全コスト・管理運営コストの縮減等を図るだけでなく、将来的な社会状況やニーズの変化にも柔軟に対応できるよう、機能転換や施設利用の変更に配慮したフレキシブルな施設整備を行っていきます。
12	61	第6章 誘導施策 2 誘導施策	立地適正化計画は、広域でも策定できるので、近隣自治体に呼びかけ、防災や教育等を含めた行政サービスの相互乗り入れを検討してはどうでしょうか。	⑤その他  複数の自治体で広域的に立地適正化計画を策定することも推奨されていますが、近隣において、既に計画を策定している自治体もあれば、まだ検討していない自治体もあるなど、取組は様々です。 6章2(1)「3」①都市機能の誘導等に向けた周辺都市との情報共有」のとおり、三鷹市における各拠点周辺に必要な都市機能の誘導に向けて、周辺自治体との連携の充実を図っていきます。 また、防災の面で、調布市と連携して、避難所開設情報を共有し、市民に提供するなどの取組を進めているほか、武蔵野市等と連携して、図書館等の公共施設の共同利用を行っています。
13	74	第7章 防災指針 2 災害リスク分析と課題	大沢4、5丁目の住民にとって、風水害時の避難所である大沢台小学校及び第七中学校は、距離が遠く、天文台通りも通行が困難となる可能性があるため、適切ではありません。他自治体では浸水想定区域内に指定緊急避難場所を指定しているので、三鷹市も、大沢4、5丁目に指定緊急避難場所を早急に指定し、住民の避難所・避難場所を確保した上で、計画を作るべきです。	④対応は困難です  指定緊急避難場所の指定にあたって、三鷹市では、災害対策基本法及び災害対策基本法施行令における法の趣旨を最大限尊重するとともに、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」をもとに、その立地条件は、災害発生時にその危険性が及ばない「安全区域」が原則であると考えております。また、三鷹市では、洪水浸水想定区域外に立地する小中学校が多数あり、他の小中学校への避難も可能であるという現状も勘案し、洪水浸水想定区域内においては風水害時における指定緊急避難場所として指定していないところです。 引き続き、市民の安全な避難行動につなげていただくため、早めの避難情報の発令に努めることに加え、近隣市とも避難所開設情報を共有し、市民に提供するなど対応を一層推進していきたいと考えています。
14	79	第7章 防災指針 2 災害リスク分析と課題	安全に暮らせて、災害に巻き込まれない対策として、羽沢小学校を水害時の避難所に指定すべきです。	

No	該当ページ	該当部分	市民意見※	対応の方向性
15	79	第7章 防災指針 2 災害リスク分析と課題	羽沢小学校が水害の危険性があるなら、大沢4～6丁目の住民や家も危険と言うことではないでしょうか。子どもも学校より家にいる時間の方が長いので、家を守るため、野川の河道掘削工事や築堤工事等の対策をすべきです。	③既に計画に盛り込まれています  7章「4 防災・減災まちづくりの具体的な取組」の「水害による被害のリスクの低減」の「1）①多摩川水系（野川）における河川整備（河床掘削、調節池の整備）」のとおり、「多摩川水系 野川流域河川整備計画」に基づき、東京都が検討している河川整備の取組を位置付けています。
16	—	(その他)	この計画や、他の計画に反対している人もいますので、今一度考えなおし、白紙にしてほしい。	④対応は困難です
17	—	(その他)	三鷹市は、市民の声をもっと聴くべきで、天文台のまちづくりや三鷹駅前の再開発も必要ないので、市民の立場で市政づくりをしてほしいです。	⑤その他
18	—	(その他)	説明会の参加者数が少ないことにも、この計画を決定、実施することに疑問を感じます。	⑤その他
19	—	(その他)	都市計画法第3条第3項には、「国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。」と記載されています。都市計画に関連する内容が多かったが、説明会やパブリックコメントの前に、都市計画に関する知識が得られる機会がなかったことを残念に思います。	⑤その他  いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。 都市計画の決定・変更に関する説明会等では、当該都市計画に関連する都市計画制度についての説明や資料の配布等を行っています。